

議 第 229 号

令和 3 年 9 月 1 日提出

熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部改正について

熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例

熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（令和 2 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「第 10 条の 2 の 2 第 4 項」を「第 10 条の 3 第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 44 号）の施行による建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（令和2年条例第46号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>第1条～第16条 略 （建築物の設計及び工事監理）</p> <p>第17条 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の増築等の工事のうち、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項（同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第3条の2第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）又は第3条の3第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。</p> <p>2 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の増築等の工事のうち、建築士法第2条第7項の構造設計図書による同法第20条の2第1項の建築物の工事は、<b>構造設計一級建築士（同法第10条の3第4項）</b>の構造設計（同法第2条第7項の構造設計をいう。以下同じ。）又は当該保存建築物が構造関係規定（同法第20条の2第2項の構造関係規定をいう。）に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。</p> <p>3 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の</p>	<p>第1条～第16条 略 （建築物の設計及び工事監理）</p> <p>第17条 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の増築等の工事のうち、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第1項（同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第3条の2第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）又は第3条の3第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。</p> <p>2 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の増築等の工事のうち、建築士法第2条第7項の構造設計図書による同法第20条の2第1項の建築物の工事は、<b>構造設計一級建築士（同法第10条の2の2第4項）</b>の構造設計（同法第2条第7項の構造設計をいう。以下同じ。）又は当該保存建築物が構造関係規定（同法第20条の2第2項の構造関係規定をいう。）に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。</p> <p>3 第7条第1項の許可を受けた保存建築物の</p>	<p><b>○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年5月26日法律第44号）</b></p> <p><b>第6条関係 建築士法の一部改正</b> 令和3年8月26日 施行（公布の日から起算して3月を経過した日から施行） <b>（構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等）</b></p> <p><b>第十条の二</b> 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の交付を申請することができる。</p> <p>一 一級建築士として五年以上構造設計の業務に従事した後、第十条の二十二から第十条の二十五までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下この章において「登録講習機関」という。）が行う講習（別表第一(一)の項講習の欄に掲げる講習に限る。）の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士</p> <p>二 国土交通大臣が、構造設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、設備設計一級建築士証の交付を申請することができる。</p> <p>一 一級建築士として五年以上設備設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習（別表第一(二)の項講習の欄に掲げる講習に限る。）の課程をその申請前一年以内に修了した一級建築士</p> <p>二 国土交通大臣が、設備設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士</p> <p>3 国土交通大臣は、前二項の規定による構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付の申請があつたときは、遅滞なく、その交付をしなければならない。</p> <p>4 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士（以下それぞれ「<b>構造設計一級建築士</b>」又は「<b>設備設計一級建築士</b>」という。）は、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証に記載された事項等に変更があつたときは、国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証又は設備設計一級</p>

<p>建築主は、第1項の建築物の工事をする場合においては、それぞれ建築士法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。</p> <p>第18条～第25条 略</p>	<p>建築主は、第1項の建築物の工事をする場合においては、それぞれ建築士法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。</p> <p>第18条～第25条 略</p>	<p>建築士証の書換え交付を申請することができる。</p> <p>5 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、第九条第一項若しくは第二項又は第十条第一項の規定によりその免許を取り消されたときは、速やかに、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を国土交通大臣に返納しなければならない。</p> <p>6 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付、書換え交付又は再交付を受けようとする一級建築士は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。</p>
---	---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。